

## 理容師養成施設の修業年限について

平成10年度に理容師法が改正されたことに伴い、国家試験受験資格を取得するために必要な本校理容科の教育課程は下記のとおりとなっております。

つきましては、理容科へ出願希望の生徒・保護者へのご案内をいただければ幸いです。

### 記

#### 1 理容師養成施設としての修業年限（認可事項）

4年課程（高等部3年間に続き、専攻科1年間の在籍が必要）

#### 2 理由及びお願い

生徒が国家試験に向けて十分学習し、受験資格が得られるよう、理容師養成施設としての修業年限を、平成10年度より4年課程でお考えいただくようお願いしております。

高等部3年間の学習だけでは国家試験受験資格が得られません。

つきましては、本校高等部理容科に出願を希望され、理容師を目指す場合は、専攻科理容科進学を合わせてお考えいただくようお願いいたします。